附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の項中「第二十八条の二第二項及び」を「第七条の二第二項、第二十八条の二第二項並びに」に改め、同表貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の項中「第四項」の下に「（第三十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、「第二項」の下に「（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第二貨物自動車運送事業輸送安全規則の項中「第九条の三第四項」を「第九条の三第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）」に、「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、「第二項」の下に「（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第四船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の項の次に次のように加える。

旅客自動車運送事業運輸規則	第七条の二第一項